

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆消費生活センターに相談しましょう！
- ◆改正民法が4月から施行されます！
- ◆新しい食品表示基準が本格的に始まります！
- ◆新型コロナウイルス～正確な情報をもとに冷静な対応を～
- ◆意図しないリボ払いに注意

2020

4 April
月号

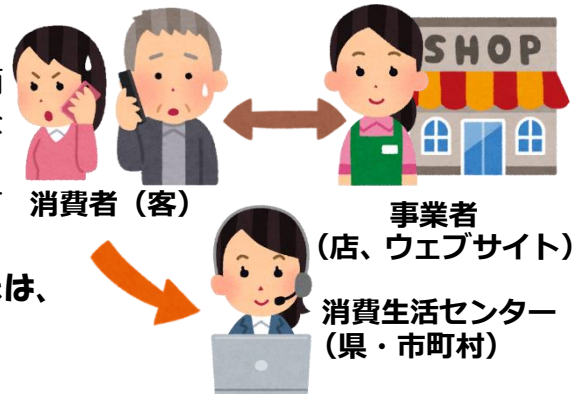
第121号



消費生活センターに相談しましょう！

皆さん、「消費生活センター」をご存じですか？

消費生活センターは、消費者と事業者との間で発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。専門の相談員がトラブル解決のための助言やお手伝いをして



います。
相談は無料なので、**不安なことや困ったことがあったときは、一人で悩まず相談しましょう！**

消費生活センターを活用してください

<出前講座>

県消費生活センターの相談員が、皆さんのところに伺い、消費生活センターへ実際に寄せられた相談をもとに、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話します。

講座は無料です！開催希望日の**1ヵ月以上前までにまずはお電話**をお願いします。日程の調整を行います。



<啓発資材を提供します>

DVDの貸出やリーフレットの配付などを行っています。

貸出や配付は無料です！

在庫の確認が必要ですので、事前にお電話でお問合せください。

- DVD等のレンタル期間
概ね1～2週間
- リーフレットの配付枚数
概ね100枚まで



★宮城県消費生活センター★

ご相談は **022-261-5161** (相談受付時間は見開きのとおりです)

出前講座やリーフレットの申込みは **022-261-5164**

改正民法が4月から施行されます！

「民法」に定められた契約等に関する最も基本的なルールである「債権法」と呼ばれる部分が改正され、令和2年4月から施行されます。今回の改正では、①民法制定後、約120年間の社会経済の変化に対応したルールの変更や②裁判や取引の実務で通用している基本的なルールが明確にされました。

たとえば

◇消滅時効期間（債権が消滅するまでの期間）は・・・

これまで、

原則10年としながら、
飲食代金は1年の特例



令和2年4月から、

特例が廃止されて、
原則5年となる。

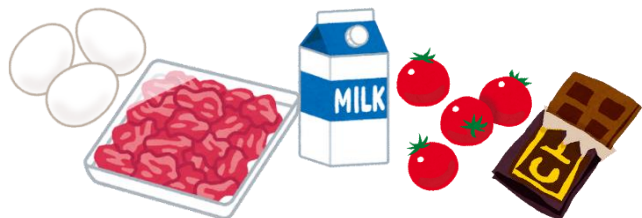
◇「賃貸借」に関して、敷金や退去時の原状回復に関する基本的なルールが定められました。（賃貸借契約が終了し、賃貸物が返還されたとき）

貸主は、敷金（賃料など債務の未払い分を差し引いた残額）を返還しなければなりません。借主は、家具の設置による床のへこみやクロスの変色など通常の使用で生じた損耗や経年変化については原状回復の必要はなく、貸主の責任であることが明確になりました。

◇ほかにも、法定利率や保証人の保護、定型約款に関する改正や認知症などにより意思能力を有しない方が締結した契約は無効であること、などが明記されました。

★今回の改正では、“消費者”にとって身近なルールが改正されたり、明確になっていますが、契約時には注意が必要です。

新しい食品表示基準が本格的に始まります！



平成27年に定められた「食品表示法」。経過措置中だった新しい食品表示基準が4月から本格実施されます。アレルギーの表示方法の変更、栄養成分表示の義務化、「機能性表示食品」の新設など、消費者にとって食品選びの幅が広がる内容です。

〈個別表示の例〉【原則】

名称	パン
原材料名	小麦粉，砂糖，マーガリン（大豆，乳成分含む），卵，パン酵母，食塩／乳化剤（大豆由来），V.C

※原則、個々の原材料の直後に、括弧を付して個別に表示します。

新型コロナウイルス～正確な情報をもとに冷静な対応を～

相談事例1

突然自宅を訪問してきた事業者から、「新型コロナウイルス流行拡大の影響で、金の相場が上がることは間違いない。すぐに金を買う権利を申し込んだほうがいい。」と勧誘された。

相談事例2

事業者から「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政からの委託で消毒に回っている。」という電話があった。翌日にも同じ事業者から電話があり「新型コロナウイルス感染防止の資料を持参したい。」と言われた。

★アドバイス★

- 行政から委託されたという事業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMSなど、怪しい・おかしいと思うものには対応しないようにしましょう。
- 市役所など行政機関の職員をかたって高齢者宛に不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。金銭的な被害はないものの、消費者の個人情報の入手や、所在を確認する意図で電話をかける、「アポ電」の可能性が考えられます。少しでも怪しいと感じたら、すぐに電話を切り応じないようにしましょう。
- 今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。

消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く。）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

※センターではお電話の他にセンター内で御相談をお受けする場合がありますが、土日は事前にお電話をいただけますよう御協力願います。

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700	【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700	【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700
【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700	【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700	【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

意図しないリボ払いにご注意

相談事例

クレジットカードを使うとき、レジで必ず「一括払い」と告げ、レシートに一括と書かれていることを確認していた。しかし、後から利用明細を見ると、心当たりのないリボ払いの手数料を取られていた。一括払いと指定したはずなのに、なぜリボ払いになったのだろうか。



リボルビング払い（リボ払い）とは

クレジットの支払い方法の1つ。利用金額や回数にかかわらず、あらかじめ決めた一定額を毎月支払っていく方法のこと。

★アドバイス★

● リボ払いの仕組みを理解し、賢く利用しましょう。

リボ払いは、月々の支払額を一定額に抑えることができる反面、支払い期間が長期化し、高額な手数料が発生することがあります。気軽に利用を重ねると多重債務の一因にもなるので、注意が必要です。

リボ払いをすぐにやめたい場合は、一括返済などの繰り上げ返済についてクレジットカード会社に問い合わせましょう。

● 支払い方法や規約をしっかり確認しましょう。

クレジットカードを申し込む際は、初期設定が「リボ払い」になっているカードもあるので、支払い方法や規約などをしっかり確認しましょう。

（リボ払いの説明では、年会費優遇やポイント付与など申込の特典が強調され、消費者の目がこれらの有利な点に向きがちなので注意しましょう。）

● 利用明細は必ず確認しましょう。

利用明細は毎月必ず確認し、少しでも不審なことがあったらカード会社に問い合わせることが大切です。

● 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

契約するときは
よく考えよう！



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

短縮ダイヤル「188」をダイヤルすると
お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報  で検索♪



©宮城県・旭プロダクション



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）